

到津の森公園南側エントランス整備事業 公募設置等指針等に関する質問に対する回答

No.	書類名	ページ	項目名	質問	回答	回答日
1	公募設置等指針	12	2 (6) ②特定公園施設の整備・設計について	市としては、道路側にエントランス施設を整備し、エントランスより公園側（有料区域）に広場を整備すると想定しているという理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。	11/15
2	公募設置等指針	8	2 (2) 公募対象公園施設の位置	公募対象公園施設を設置する区域の造成工事について、前回同様、道路と同じレベルまで切り下げるという理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。造成工事に関する図面については、参加登録いただいた事業者に配布いたします。	11/15
3	公募設置等指針	14	2 (8) 看板の設置に関する事項	看板の設置について、到津の森公園を案内する看板を併設することが要件となっているが、大きさなどの仕様の指定はあるか。	当該看板の仕様に関して、特に指定はありません。	11/15
4	公募設置等指針	5	1 (4) ⑤特定公園施設の譲渡に係る仮契約の締結	「特定公園施設の譲渡に係る仮契約」について、公募参加登録後において案文を事前に公表してもらえないか。	後日、参加登録者に提示します。	12/3
5	公募設置等指針	5	1 (4) ⑦公募対象公園施設の整備、管理運営	「市都市公園条例」に定める公園使用料における最低額とは、p9(4)に記載されている使用料の最低額と同じか。	ご理解のとおりです。	12/3
6	公募設置等指針	6	⑩利便増進施設の設置、管理運営	今回のエントランス整備事業における有料区域外において、利便増進施設を形成することは可能か。	有料区域の内外に関わらず、本事業においては、利便増進施設の提案は求めません。	12/3

7	公募設置等 指針	6	1 (5) ①公 募対象公園施設 に係る	公募対象公園施設に建築する建物までの外部からの電気一次引込は、地下埋設ではなく、架空引込で問題ないか。	架空引込で問題ありません。	12/3
8	公募対象公 園施設	7	1 (5) ②バ ス停移設	バス停移設における移設の可否及び移設先等について、公募参加登録後、事前に道路管理者、交通管理者及び交通事業者等の関係団体と事前協議することは可能か。	来園者の利便性向上を図るため、本市においてバス停の移設を検討しております。 移設の可否や移設先については、認定計画提出者の提案を踏まえ、本市が道路管理者等の関係団体と協議し、移設を行います。 このため、認定計画提出者決定前に事前協議を行うことは出来ません。	12/3
9	公募対象公 園施設	7	1 (5) ②バ ス停移設	質問8が可能な場合において、公募参加登録後、関係団体との事前協議の結果、提案書提出前までにバス停の移設の可否及び移設先等が決定しない場合は、北九州市において、バス停の移設先等の指定してもらえるのか。	質問8の回答をご覧ください。	12/3
10	公募設置等 指針	7	1 (5) 認定 計画提出者が行 う内容、費用及 び役割分担	特定公園施設の管理・運営及び費用負担の記載事項において、「一部については認定計画提出者」が管理・運営するという内容は、p6⑨に記載の内容と矛盾すると考えるが、どちらの基準を採用したらいいか。	ご指摘事項については、p6⑨に記載の内容を採用するものとします。なお、当該指摘事項については、令和3年11月26日付けで公募設置等指針を修正しております。	12/3
11	公募設置等 指針	6	1 (4) ⑨ 特定公園施設の 管理運営	すべての特定公園施設の管理運営は、現在の指定管理者が管理する施設の対象に加えると記載がありますが、「全ての特定公園施設」とは、「特定公園施設の譲渡契約」に基づく北九州市に所有帰属する部分と同一と考えて問題ないか。	ご理解のとおりです。	12/3

12	公募設置等 指針	8	2 (2) 公募 対象公園施設の 位置	西側の大型バス駐車場及び子どもホール 前広場からの特定公園施設への動線は、確 保する必要がないと考えていいか。	ご理解のとおりです。	12/3
13	公募設置等 指針	9	2 (4) 公募 対象公園施設の 使用料の額の最 低額	使用料「200 円/㎡・月」が該当する対象 面積とは、計画する店舗売場延床面積と考 えて問題ないか。また、店舗後方施設部分 (バックヤード・設備置場等)の延床面積 に関して、使用料「100 円/㎡・月」で算出 して問題ないか。	使用料「200 円/㎡・月」の対象面積は、 飲食・物販事業を行う範囲となります。し たがって、バックヤードや設備置場等につ いても使用料「200 円/㎡・月」の対象とな ります。なお、建築物以外で、飲食等のスペ ースを設ける場合も「200 円/㎡・月」の対 象となります。	12/3
14	公募設置等 指針	13	2 (6) ② 特定公園施設の 設計・整備につ いて	(チ)記載の電気設備(キュービクル)の 移設に関して、移設場所については、現状 機能を維持できる場所であれば、認定計画 者において決定しても問題ないか。	移設場所について、現状機能を維持し、 公園利用者の利用の妨げにならない場所 であれば、移設先の変更をご提案いただくこ とは可能です。	12/3
15	公募設置等 指針	13	2 (6) ② 特定公園施設の 設計・整備につ いて	(チ)記載の電気設備(キュービクル)の 移設に関して、移設後における県道大蔵到 津線からの外部1次電源引込部分は、架空 引込で問題ないか。	架空引込で問題ありません。	12/3
16	公募設置等 指針	13	2 (6) ② 特定公園施設の 設計・整備につ いて	(サ)エントランス広場に案内サインや 誘導サイン等を適切に配置するとあるが、 動物公園内の既設案内サインや誘導サイン の内容について、今回の施設整備によって 生じる必要な変更は、今回の整備範囲の対 象外と考えていいか。	ご理解のとおりです。	12/3
17	公募設置等 指針	24	4 (2) 公募 設置等計画等関	「様式7-6」は参加登録者に提示して もらえるのか。	質問10のとおり、公募対象公園施設以外 の区域については、指定管理者が管理する	

			係書類一覧		ので、様式 7-6 のご提出は不要です。後日、公募設置等指針を訂正します。	
18	公募設置等指針	25	4 (5) ①イ) 第二次審査	検討会におけるプレゼンテーションの目安時間をご教示いただきたい。	プレゼンテーションの目安時間は 20 分間です。	12/3
19	別添資料 5		汚水施設平面図	図面に記載されている管の管底高がわかる資料(図面)の提供は可能か。	後日、参加登録者に提示します。	12/3
20	公募設置等指針	8	2 (2) 公募対象公園施設の位置	「公募対象公園施設整備区域の造成計画平面図」に示す敷地の造成、擁壁等の整備について、軽微な変更を行うことは可能か。	原則、市が参加登録者に提示した造成計画図通りに造成を行っていただきます。特に擁壁高の変更はできません。 ただし、特定公園施設の動線を確保するための東側擁壁の変更や、設置管理許可を受けて、区域内の一部に盛土をするなどのご提案は可能とします。 なお、詳細については、ご提案内容をもとに、設計協議を経て、決定するものとします。	12/7
21	公募設置等指針	2 2	4 (2) ⑦キ) 「4. 公募設置等計画」は 1～3 と分け・・・	キ) 「4. 公募設置等計画」は、1～3 と分け、と記載があるが、P 2 3、P 2 4 に記載されている「4. 公募設置等計画」の(1)～(3)と(4)～(7)を分けて提出するということか。	ご質問事項について、「1. 誓約書」、「2. 応募制限関連書類」及び「3. 応募資格関連書類」と「4. 公募設置等計画」を分けてご提出ください。	12/9
22	公募設置等指針	2 3	4 (2) ⑦公募設置等計画等関係書類一覧	2. 応募制限関連書類(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明について、応募法人(支店名義)において印鑑証明が発行できない印鑑での各種申請書類に捺印する場合、印鑑証明書が発行できる本社から委任状及び印	ご質問のような場合、本社の委任状、本社印の印鑑証明及び実際に応募書類に使用する印鑑の届出をしていただければ、印鑑証明が発行できない支店名義の印鑑をご使用いただくことは可能です。使用印鑑届及	12/9

				鑑証明書を提出することで、支店名義及び印鑑で捺印することは可能か。	び委任状の様式については、参加登録者に配布します。	
23	様式集		様式4 誓約書	本公募における「構成員」とは、どのような立場のものを指すのかご教授いただきたい。また、様式7-1「施工体制」に記載する担当会社は「構成員ではない」という位置づけで問題ないか。	様式7-1に記載いただく担当会社も構成員に含みます。ただし、グループで応募する場合において、必ずしも共同事業体を設立する必要はありません。 【補足説明】 様式5について、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する構成員については、有資格者名簿に登録のある時点で暴力団排除に関する調査が完了しているので、記載の必要はありません。 また、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計業務を実施する構成員についても、北九州市測量・建設コンサルタントの有資格者名簿に登録がある場合は、様式5への記載は必要ありません。 様式6については、代表法人のみご提出ください。	12/9
24	様式集		⑧事業実施工程表	公募対象公園施設及び特定公園施設の整備について、工事工程表を「A4縦書き」と指定があるが、「A3横書き」に変更しても問題ないか。	ご質問の事項について、A3横書きに変更していただいて問題ありません。	12/9
25	様式集		様式7-4 (4) 特定公園施設の建設に関する事項	求積図について、設置許可を受ける使用予定面積が把握できる図面を作成とあるが、どの部分の面積のことを指しているのか。	求積図については、エントランス施設及び付属建築物のほか、特定公園施設を整備する範囲についてご提出ください。 また、様式7-2(2)公募対象公園施設	12/9

				エントランス施設及び付属建築物（EV 棟など）の建築面積の求積図で問題ないか。	の建設に関する事項に記載の求積図についても、店舗等の建築物のほか、駐車場等の公募対象公園施設を設置する範囲についてもご提出ください。	
26	公募設置等 指針	22	公募設置等計画 等関係書類一覧	【補足説明】	支店名義で応募する場合、 2. (2) 役員名簿については、本社の役員名簿を提出してください。 3. (3) 建設業許可通知の写しについては、本社名義の許可書を提出してください。その場合においては、応募する支店が届出時の支店一覧に記載されていることを確認できる書類を添えてください。	12/16
27	様式集		様式7-1~7-7	【補足説明】	公募設置等計画について、市が書式を定めている項目については、所定の様式に必要な事項を記載し提出してください。必要に応じて追加で任意書式の書類を添付することは可能です。 書式を定めていない項目については、記載に当たっての注意点に留意し、任意の書式で提案してください。 また、提案内容によって各項目の順番を入れ替える、複数項目をまとめて記載するなどの軽微な変更は可能です。	12/16
28	公募設置等 指針	12	2 (6) ② 特定公園施設の 設計・整備につ いて	ケ) d)「券売機2基以上を設置すること」と記載があるが、既存の券売機を移設するスペースを確保するという認識で問題ないか。	ご理解のとおりです。h) コインロッカーの取扱いと同様、券売機を設置するスペースを確保してください。	12/21

				今回の整備事業で新たに券売機を購入・設置する費用を提案者が負担しないという認識でいいか。		
29	公募設置等 指針	10	2 (5) ② 管理運営について	<p>公募対象施設で整備する駐車場において、北側駐車場と同様に、駐車場管制機器による課金システムを導入することは問題ないか。</p> <p>また、事業開始後において、事業者において、任意に駐車場の課金料金体系を変更することができるかと認識して問題ないか。</p>	<p>前段について、問題ありません。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。ただし、2 (5) ② ケ)に記載のとおり、公園区域内であることに鑑み、料金については、利用しやすい価格としてください。</p>	12/23